

平成 1 9 年度環境局運営方針

平成 1 9 年 4 月
環 境 局

目 次

1	環境行政の方向.....	1
2	平成19年度重点方針.....	2
3	平成19年度主要施策.....	3
4	中長期的展望.....	12
5	予算の概要.....	13

1 環境行政の方向

悠久の歴史を持つ山紫水明の古都京都の環境を慈しみ、市民の皆様の健康で文化的な生活を将来の世代に引き継いでいくため、「京都市環境基本条例」(平成9年3月制定)に基づく新たな基本計画として、昨年8月に「京(みやこ)の環境共生推進計画」を策定し、本市が目指す環境像を「環境への負荷の少ない持続可能なまち『環境共生型都市・京都』」としました。

具体的な環境の保全に関する施策の推進として、法律や条例による規制や指導、公害の防止や廃棄物の減量指導、或いは事業活動に伴う環境負荷の低減のための環境管理の取組等を市民や事業者などの皆様とのパートナーシップのもと進めてまいります。

環境基準の達成状況を見ると、多くの関係者のご努力で、全体に良好な状態で推移していると言えます。今後とも、大気汚染防止対策、水質汚濁防止対策、騒音・振動防止対策、自動車公害防止対策、悪臭公害対策、有害化学物質対策等広範な環境保全対策について、的確な把握と分析、科学的知見に基づき迅速に取り組んでまいります。

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムを見直し、循環型社会の構築を目指すことも、今を生きる我々に課せられた課題です。

本市では、市民の皆様に、暮らしに大変身近なごみの減量を通して生活様式を見つめ直していただくため、昨年10月から家庭ごみの有料指定袋制を導入しました。現在では、市民の皆様の御理解により、ほぼ100パーセントの御協力を得られています。

今年度も、ごみ減量に向けた施策として、市民の皆様に多様な分別・リサイクルの機会を提供するとともに、ごみ減量の上流対策、いわゆる2R(リデュースとリユース)の取組を強化してまいります。そのひとつとして、現在約1割の世帯でモデル実施しているプラスチック製容器包装の分別収集を、本年10月から全世帯に拡大します。

また、市民の皆様の善意によって支えられているまちの美化活動に対する支援や不法投棄対策にも引き続き取り組み、「世界一美しいまち・京都」の実現を目指してまいります。

廃棄物の処理、処分については、平成15年12月に策定した「京都市循環型社会推進基本計画～京(みやこ)のごみ戦略21～」と平成16年3月に策定した「新京都市産業廃棄物処理指導計画～京(みやこ)のさんばい戦略21～」等に基づいて、資源循環と環境負荷の低減を図るとともに、ごみの減量についてのいわゆる上流対策を推進します。

環境局では、昨年度の一連の不祥事を踏まえ「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」に掲げられた「環境局における『解体的』改革」に全力で取り組んでまいります。そのため、職員の監察・指導を行う監理監を新たに設け、その直轄下に服務と業務を監理する2課を置くとともに、ごみ収集業務改善検討委員会(仮称)を設置し、契約手法の見直しや効率化などについて、検討を進めてまいります。

「環境共生型都市・京都」の実現に向けて、3部11課17事業所の体制の下、各種施策の推進に努めます。新たな施策を進めていくために、既存事業・業務を常に点検して効率的な実施体制を確立し、全局・区・支所が環境を機軸とした市政を推進するための中心的な役割を果たします。

2 平成19年度重点方針

① 環境保全対策の強力な推進

環境の保全に関する長期的目標及び環境の保全に関する個別の分野の施策の大綱などを示す環境行政のマスタープランとして位置づけられる「京（みやこ）の環境共生推進計画」を推進し、「環境共生型都市・京都」の実現に向けた取組を進めます。

その中で、環境保全について、大気の常時監視や主要河川の水質調査のほか、騒音・振動・悪臭・地盤沈下などの防止対策や自動車公害対策など、法令に基づく施策のほか本市独自の取組を着実に進めます。

② 「循環型都市・京都」の実現

一般廃棄物処理に係る基本計画である「京都市循環型社会推進基本計画～京(みやこ)のごみ戦略21～」と産業廃棄物処理指導に係る基本計画である「新京都市産業廃棄物処理指導計画～京(みやこ)のさんばい戦略21～」等に基づき、ごみの減量についてのいわゆる上流対策に重点を置き、昨年度に実施した家庭ごみの有料指定袋制によるごみの減量効果を持続させ、さらに促進させるために、プラスチック製容器包装の分別収集を全世帯に拡大します。

また、多様な分別・リサイクル機会の提供として、新たにスプレー缶の分別収集や資源回収モデル事業の実施のほか、事業系ごみの減量についても業種ごとのごみ質やリサイクル状況の把握などを行い、減量化に向けた抜本的対策を検討するなどのごみの減量の取組を更に推進し、明るい循環型都市・京都の実現を図ります。

③ 環境負荷に配慮した廃棄物適正処理の推進

ごみの減量についてのいわゆる上流対策やリサイクルの取組を推進したうえでなお排出されるごみについては、可能な限り環境負荷を低減させた廃棄物管理システムの構築により、市民の安心・安全を確保し、適正な処理を進めるとともに、産業廃棄物の処理については、排出事業者等に対する指導と違法処理対策を法令に基づいて確実に進めます。

④ 市民、事業者と一体となったまちの美化の推進

「世界一美しいまち・京都」の実現を目指し、まちの美化に関わりの深い各種団体等と連携し、市民・事業者とが一体となった実践活動や年間キャンペーンを実施します。

また、新たに監視カメラの貸与制度を創設し、私有地等への悪質な不法投棄の防止を図ります。

⑤ 市民の信頼回復と再生のための「解体的」改革の断行

不祥事の発生を根絶するため、「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」に掲げられた環境局における「解体的」改革を進めて職員の服務及び業務の監理を徹底するとともに、「京都市職員倫理憲章」に基づく自覚と責任ある職員を育成し、市民の皆様の環境行政に対する信頼を回復します。

3 平成19年度主要施策

① 環境保全対策の推進

平成18年8月に策定した「京（みやこ）の環境共生推進計画」に基づく施策・事業等の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、市民が安心して暮らすことができる公害のない健康で安全な環境の確保に向け、様々な取組を着実に進めていきます。

○「京（みやこ）の環境共生推進計画」の推進

計画に掲げた「環境への負荷の少ない持続可能なまち『環境共生都市・京都』」の実現に向け、本計画の進捗状況を公表し、市民、事業者等からの意見を収集し、今後の施策展開を図ります。

○自動車公害対策

市バスへの天然ガス車の導入及びディーゼル排気微粒子除去装置（DPF）の装着を推進し、民間事業者に対しては、低公害車のリース料の一部を助成します。

○運輸部門における温室効果ガス削減対策

市民版エコドライブ推進事業

一般市民を対象としたエコドライブ教室を開催し、誰でも簡単に取り組める身近な温室効果ガス削減対策であるエコドライブを、一般ドライバーに対して普及させます。

また、エコドライブの普及を図るための指導的役割を担う、市民による登録制のクラブである「京（みやこ）エコドライブズクラブ（仮称）」を創設します。

アイドリング・ストップ普及促進事業

アイドリングをしない意識づくりやアイドリング・ストップ車の普及を図るため、市内の観光駐車場、大規模店舗の駐車場等において啓発チラシやステッカーを配布するアイドリング・ストップキャンペーンを実施するなど、普及啓発活動を充実します。

グリーン配送普及促進事業

「京都市都心部（まちなか）グリーン配送推進協議会」を核として、エコドライブ推進者認定制度の運用や、京・まちなかエコカー普及運動の展開など、事業者と本市とのパートナーシップに基づく取組により、自動車によって引き起こされる大気汚染や地球温暖化の防止に向けた実践的な取組を推進します。

○環境影響評価

大規模な事業に対し、環境への影響を評価する環境影響評価制度に加え、事業の計画段階において環境への影響を調査、予測及び評価し、環境面での配慮を事業の意思決定に反映させる戦略的環境アセスメント制度を運用・促進していきます。

○KESの認証取得の推進

国際規格であるISO14001より経費負担が少なく、分かりやすい環境マネジメントシステムである「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(KES)」の、市内事業者への普及促進を図るとともに、全まち美化事務所においても認証を取得します。

○各種公害対策の継続的实施

市民が健康で快適な生活環境を享受できるよう、大気の常時監視や主要河川の水質調査のほか、法令、条例による騒音・振動・悪臭・地盤沈下などの防止対策などの取組を着実に進めていきます。

- ・ダイオキシンモニタリング調査
- ・水質汚濁対策
- ・大気汚染対策
- ・騒音・振動対策

② 「循環型都市・京都」の実現

ア ごみ減量化、リサイクルの推進

家庭ごみへの「有料指定袋制」導入によるごみの減量効果を持続させ、更に促進させるため、プラスチック製容器包装分別収集の全世帯拡大を10月から実施するなど、ごみの発生抑制、分別・リサイクル事業の一層の強化を図り、「京（みやこ）のごみ戦略21」を着実に推進させていきます。

○プラスチック製容器包装分別収集全世帯拡大に伴う広報、普及啓発

プラスチック製容器包装の分別収集を10月から円滑に全世帯に拡大するためには、市民の皆様の理解と協力をいただくことが不可欠です。地域の皆様の協力をいただきながら、制度の趣旨や分別方法等については視覚的効果に訴える手法等も取り入れるなど、効果的な普及啓発を進めていきます。

○小・中学生の環境体験学習プログラムの実施

小学校の総合学習授業（環境教育）の中で積極的にごみの減量、分別・リサイクルを取り上げ、幼少の時期から3R（リデュース、リユース、リサイクル）を意識してもらうために、モデルとして市内の小学校3校程度でごみ分別リサイクル体験学習を実施します。また、小・中学校において循環型社会をイメージした環境絵画コンクールを実施し、これを広く市民の皆様に紹介していきます。

○ごみ減量先進的取組事業の支援

「循環型社会」の構築に資する先進的な取組として、事業の方向性は確認されていながら、事業化あるいは実用化するにはある程度の規模での実証研究や試行実施が必要とされるような事業を支援します。

○ごみ減量アドバイザー（仮称）の設置

地域住民の方々からのごみ減量に関する相談や、地域におけるコミュニティ回収等の環境施策の普及・啓発にあたるため、各まち美化事務所にごみ減量相談窓口を設置し、ごみ減量アドバイザーを配置します。

○ごみ減量推進会議の活動支援

地域ごみ減量推進会議の活動支援など従来からの活動に加えて、平成19年度は、市民公募型パートナーシップ事業の拡充や、ごみの発生抑制・再使用を重視した2R型エコタウンを構築するための調査・研究などを実施します。これら事業の推進に当たり、事務局体制の強化をはじめとした様々な支援を行っていきます。

○区民提案型パートナーシップ事業

各区の自治組織や市民団体等が区役所と協同して実施する事業のうち、区民の方々がごみの減量やまちの美化、地球温暖化対策に効果を期待できる事業に対し、各区役所と協同して選定を行い、助成を行っていきます。

○コミュニティ回収制度の拡充

町内会などの地域団体が自主的に参加し、古紙や缶・びんなどの資源を回収する新しい集団回収の仕組みを平成16年度に創設しました。

平成18年度から開始した定額制による補助制度に加え、平成19年度は古紙の一層のリサイクルを促進するため、モデル地区を設けて回収拠点の増設や回収回数の増を行うなど、自主的な資源回収活動への効果的な支援を更に強化し、実施団体の拡大（平成18年度：535団体→平成19年度：1,500団体）に取り組んでいきます。

○資源回収モデル事業の実施

市民の皆様に多様な分別・リサイクルの機会を提供するために、各学区に資源回収拠点を設置します。平成19年度は各行政区にモデル回収拠点を設置し、回収品目、回収場所、管理方法、周知方法等を調査し、地域の要望や特性に応じた仕組みづくりを行います。

○リターナブルびん（生きびん）等の拠点回収の拡大

ごみの発生を抑制し、リサイクルよりも環境に与える影響が小さいリターナブルびんの再利用を促進するため、スーパーなど市民が身近に排出できる場所に回収ボックスを設置しています。平成19年度は、回収拠点を120拠点（平成18年度：47拠点）に増加させるなど、分別・リサイクルの機会を拡大します。

○電動式生ごみ処理機、生ごみコンポスト容器購入助成

市民の方々が電動式生ごみ処理機及びコンポスト容器を購入する際に、費用の一部を助成している制度を引き続き実施します。

○廃食用油の市民回収支援

家庭から排出される使用済みてんぷら油を本市の廃食用油燃料化施設でバイオディーゼル燃料に精製し、ごみ収集車全車と一部の市バスの燃料として再使用しています。平成19年度も地域ごみ減量推進会議や地域住民等を主体とした環境行動を支援するとともに、更なる回収拠点の拡大（平成18年度：1,013拠点→平成19年度：1,200拠点）をめざして、回収拠点への助成金制度を創設するほか、行政施設や商業施設等における常設拠点の増加や、回収拠点に関する情報の発信など、より多くの市民の方々が利用しやすい制度になるよう、取組を進めていきます。

○スプレー缶分別収集の開始

市民のリサイクルの機会の拡大と適正処理困難物であるスプレー缶の適正処理の促進を目的として、10月から、スプレー缶を小型金属類とともに分別収集することとし、分別品目を追加します。

○バイオマス利活用の推進

家庭や地域から発生する生ごみ等バイオマス資源を対象に、最適かつ効率的なバイオマス利活用システムを構築するため、回収からエネルギー活用に至るバイオマス利活用京都モデル実証実験を実施するほか、将来のバイオマスエネルギーの本格的な活用を視野に入れ、京都市域におけるバイオマス資源の種類や発生量、利用状況等の調査・研究を行います。また、市役所本庁舎から生じる生ごみ等からエネルギーを回収する実験を継続するとともに、19年度は新たに小学校の給食から発生する生ごみ等も加え、バイオマスの有効活用を図っていきます。

＊バイオマス：再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

家庭から出る生ごみ、紙類、廃木材等が該当。

○廃棄物処理業者等許可・指導業務

一般廃棄物収集運搬許可業者に対する本市クリーンセンターへの搬入手数料減額措置の見直しに伴い、適正な料金負担を図るための事業系一般廃棄物の排出事業者への普及啓発活動などを引き続き行います。

また、平成19年度から、廃棄物減量計画書の作成や廃棄物管理責任者の選任などを義務付けた大規模事業所の対象を拡大するほか、中小事業者に対しても引き続き個別訪問を行うなど、指導や啓発をさらに強化し、事業系一般廃棄物の減量に向けた取り組みを進めていきます。

○事業系ごみ減量対策基礎調査

平成18年度末に榊本市長から京都市廃棄物減量等推進審議会に諮問された事業系ごみのあり方に関する2つの内容である「排出事業者のごみ減量に向けた効果的なインセンティブのあり方」、「事業系廃棄物の市施設での受入のあり方」を受け、事業系ごみの減量に向けた抜本的対策を検討すべく、事業系一般廃棄物資源化ルートの状況把握や事業系一般廃棄物資源化施設整備の必要性など、様々な対策案について、関連動向の把握や対策実施に当たる上での必要な基礎調査を実施します。

○有料化1年シンポジウム（仮称）の開催

有料指定袋制実施後、1年間の取組経過やごみ減量効果等に関するプレゼンテーションのほか、「持続可能な循環型社会の構築」に関するパネルディスカッションなどを含むシンポジウムを12月頃開催し、環境意識のさらなる高揚をはかるとともに、ごみ減量の取組をより一層推進していきます。

○魚アラリサイクルセンター建替整備

魚アラの再資源化と環境保全対策を円滑に進めるため、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理施設としての位置付けの下、平成20年度の竣工に向け、建替整備工事に着手します。

イ 産業廃棄物に対する取組

「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」や、個別リサイクル法の円滑な運用により、「京（みやこ）のさんぱい戦略21」の理念とする循環型社会の構築と廃棄物処理に係る環境負荷の低減を図ります。

○産業廃棄物処理指導計画「京（みやこ）のさんぱい戦略21」の推進

「京（みやこ）のさんぱい戦略21」の進ちょく状況を把握するための調査を行うとともに、事業者が自らごみ減量や再資源化のための目標値等を定め、自主的な取組を進めるための「産業廃棄物自主行動計画」制度を運用します。

また、産業廃棄物に関する市民啓発の充実を図るため、産業廃棄物市民講座や親子講座を実施します。

○産業廃棄物不適正処理対策の推進

各種法律に基づき、事業場への立入検査、廃棄物の行政検査、廃棄物の処理状況に関する報告徴収及び説明会の実施等を行い、廃棄物の適正処理、減量化及び再資源化の促進を図ります。また、「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」による指導、取締りを強化していきます。

③ 環境負荷に配慮した廃棄物適正処理の推進

○南部クリーンセンター第二工場の整備

耐用年限を迎えて休止している第二工場を、現地で建て替え整備します。建て替えにあたっては、従来の焼却施設に加えごみからエネルギーを最大限度回収し、環境負荷を最小化することを目的に、厨芥類（生ごみ）等からエネルギーを回収する「バイオガス化施設」を併設します。

また、環境教育・環境学習の場として、市民に親しまれる施設整備を通じて、地域のまちづくりに寄与することを目指します。

平成19年度は、第二工場建て替え整備事業に係る環境影響評価手続きとして、環境保全上の見地から広く意見を聴くため、準備書の環境影響評価審査会への諮問、公告・縦覧及び意見聴取を実施するとともに、住民説明会等を開催しつつ、本年度末には評価書を提出するなど、平成25年度中の稼動を目指して、施設の整備事業の推進を図ります。

○焼却灰溶融施設の整備

クリーンセンターから排出される焼却灰を高温で溶融処理することにより、減容化・安定化させる施設を整備します。環境負荷の低減と共に、溶融処理後のスラグを有効利用することにより、埋立処分地の延命化並びに循環型社会の構築を図ります。

平成19年度は、建物建設工事、溶融プラント整備の機器製作、据付工事を継続し、平成21年度の竣工を目指します。

○プラスチック製容器包装圧縮梱包施設の整備

本年10月からのプラスチック製容器包装の全世帯分別収集の開始に向けて、収集した同包装類を有効にリサイクルに活用するため、容器包装リサイクル法に基づいて、異物を除去し選別されたプラスチック製容器包装を圧縮梱包するための施設を旧西部クリーンセンター及び横大路学園を改修して整備します。

あわせて、かさばるプラスチック製容器包装を効率よく収集し圧縮梱包施設まで搬送するため、大型車両に積み替える施設を市内2箇所に整備します。

④ 市民、事業者と一体となったまちの美化の推進

○「世界一美しいまち・京都」の推進

「京都市美しいまちづくり推進本部」を中心として全庁的な取組を推進していくとともに、まちの美化に関わりの深い各種団体との連携を図り、まちの美観を損なうものの一掃に向け、市民・事業者と一体となった実践活動を行います。

- ・「世界の京都・まちの美化市民総行動」の実施
- ・門掃き等の日常的な清掃活動の奨励
- ・観光地、繁華街等における美化・啓発活動
- ・市民ボランティア団体等による清掃活動への支援
- ・「京（みやこ）・華やぎ 門掃き総行動」の実施

○まちの美化活動の支援拡充

善意に支えられたボランティア活動に対するまちの美化実践活動用ごみ袋（ボランティア袋）の配布や、ごみ集積場所の美化対策としてカラス防護ネットの設置支援等を引き続き行っていきます。

○不法投棄ごみ対策の支援拡充

不法投棄のない「世界一美しいまち・京都」の実現を目指して、全庁の連絡体制を設けるとともに、タクシー等旅客運送事業者等との連携による不法投棄監視通報制度や夜間パトロールなどを行っています。

平成19年度は新たに不法投棄監視カメラの貸与制度を創設し、監視の目の届きにくい私有地等での不法投棄についても対策を講じます。

○快適トイレ導入方針の策定

「歩くまち・京都」にふさわしい、清潔で利用しやすく、デザイン的にも優れた自動洗浄・消毒式公衆トイレを JR 二条駅前広場、阪急嵐山駅前、清水寺境内の3箇所に設置してきましたが、平成19年度はこれらの利用状況等を踏まえ、今後の方向性を検討します。

⑤ 市民の信頼回復と再生のための「解体的」改革の断行

○職員の服務規律徹底の取組

市民の信頼を確保し市民とのパートナーシップで環境行政を推進するため、職員の服務規律の厳正を一層徹底するとともに、管理監督職員の資質の向上を図るなど環境行政の最前線職場の市民サービスの向上に努めます。

○職員の環境意識の更なる高揚

循環型社会の構築や地球温暖化対策など、環境問題や環境政策の重要課題について職員が常に念頭において業務を遂行し、良質で満足度の高い市民サービスが提供できるよう研修等の充実に努めます。併せて、全庁的な職員の環境意識の高揚を図るため、各局、区・支所への積極的な情報発信に努めます。

○業務の改善

「信頼回復と再生のための抜本的改革大綱」に則り、効率的な業務の執行に向けた取組を引き続き進めます。業務執行体制の再検討を行うとともに、勤務時間を最大限有効に活用した業務内容の拡大と業務計画の見直しを図り、市民から信頼されるサービスの向上に努めます。

○開かれたまち美化事務所への改革

ごみ減量アドバイザーの配置によるごみ減量相談窓口の開設を契機として、まち美化事務所を、地域における各種のごみ減量等への取組の情報集約と経験交流の拠点として機能させるとともに、地域への情報発信機能を高めることによって、市民の皆さんに開かれたまち美化事務所へと改革します。

○災害時における近隣他都市との連携強化

震災や暴風雨など近年多発する災害対策として、消防局防災危機管理室と協力の下、災害時における近隣他都市との互助協定に基づく提携を進めていきます。

4 中長期的展望

環境局では、循環型社会と脱温暖化社会とが融和し統合された、環境への負荷の少ない持続可能なまち「環境共生型都市・京都」の実現を目指しています。

大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルの見直し循環型社会を構築するためには、廃棄物の減量が大きな課題であり、条例や計画で定めた以下の目標を達成するべく、多様な取組を進めていきます。

ごみ減量の間目標を達成し、温室効果ガス10%排出削減（「京都市地球温暖化対策条例」）の実現に向けて、先導的役割を果たします。

（１）一般廃棄物の削減

「京のごみ戦略21」で定める以下の目標を達成する。

数値目標項目 (平成13年度比)	中間目標年度 (平成22年度)	目標年度 (平成27年度)
総排出量削減率	5.5%削減	6.4%削減
再生利用率	25%	27%
処理処分量削減率	22%削減	25%削減
最終処分量削減率	67%削減	69%削減

*詳細は「京のごみ戦略21」を参照

（２）産業廃棄物の削減

「京のさんばい戦略21」で定める以下の目標を達成する。

数値目標項目 (平成13年度比)	目標年度 (平成22年度)
発生抑制率	5%削減
再生利用率	32%
埋立処分量	50%削減
市域内処理率	56%
ISO14001 認証取得事業所数	250件
KES 認証取得事業所数	850件

*詳細は「京のさんばい戦略21」を参照

[参考]

「京都市地球温暖化対策条例」の目標

市内の温室効果ガスの排出量を平成22年までに平成2年比で10%削減する。

5 予算の概要

環境局では、京都議定書誕生の地の環境行政を司る立場から、「京（みやこ）の環境共生推進計画」に基づく施策・事業等を総合的かつ計画的に推進します。

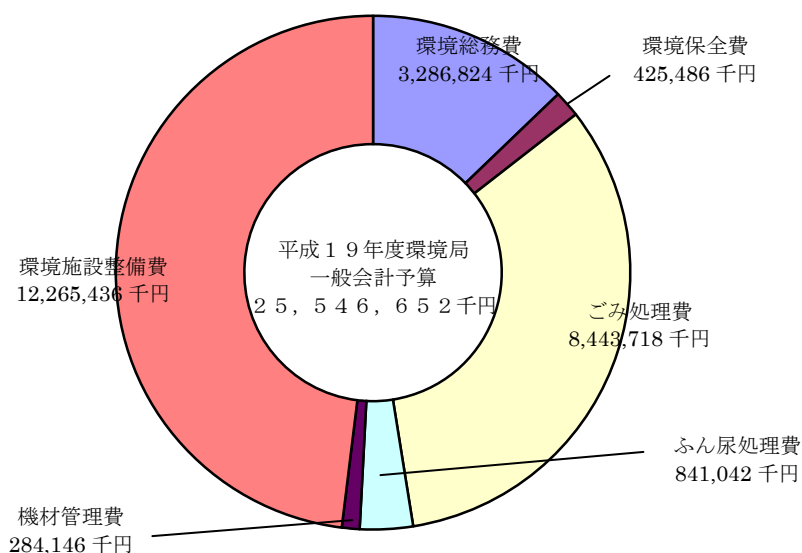
特に、温室効果ガスの排出量が増加傾向にある運輸部門での取組を強化し、自動車公害対策とあわせた交通環境対策の推進を図ります。

家庭ごみの有料指定袋制の実施2年目を迎える本年度は、順調に推移しているごみ減量効果をより一層促進していくため、制度実施に伴う手数料収入などの貴重な財源を活用し、ごみの発生抑制・再使用といった上流対策を重視したまちづくり（2R型エコタウン）の構築に向けた取組を強化します。

さらに、プラスチック製容器包装の分別収集全世帯拡大など、更なる分別・リサイクルの推進を図り、「環境共生型都市・京都」の実現に向けた施策を強力に推進するための予算編成を行いました。

一方、一連の不祥事を踏まえ、「解体的」改革の断行に全力を傾注し、市民から信頼され親しまれるごみ収集への転換に向けた業務の改革を推進するとともに、政策評価や事務事業評価制度を活用し、徹底した業務の見直しを図り、より一層の「選択と集中」による財源の配分を行いました。

この結果、平成19年度の歳出予算は、一般会計で前年度比43億6,234万円減（14.6%減）の255億4,665万円となっています。



○平成19年度 主な新規・充実事業

- ・市民版エコドライブ推進事業 530 万円
- ・有料化1年シンポジウム（仮称）の開催 560 万円
- ・小・中学生の環境体験学習プログラム 930 万円

- ・ごみ減量相談窓口（仮称）の設置 3,900 万円
- ・ごみ減量推進会議の活動支援 5,100 万円
- ・ごみ減量先進的取組支援 3,100 万円
- ・区民提案型パートナーシップ事業 1,410 万円
- ・廃食用油燃料化事業市民回収支援 3,060 万円
- ・コミュニティ回収制度 5,780 万円
- ・事業系ごみ減量対策基礎調査 2,200 万円
- ・プラスチック製容器包装の分別収集全世帯拡大 24 億 5,973 万円
- ・スプレー缶分別収集 170 万円
- ・ごみ収集における「ふれあい作業」の拡充 250 万円
- ・バイオマス利活用の推進 6,000 万円
- ・不法投棄監視カメラ貸与制度の創設 3,800 万円
- ・多目的公衆トイレの新設 1,940 万円

○事務事業評価を活用した見直しによる削減額 : 約 3 億 8 千万円

○有料指定袋制の実施に伴う財源を活用する事業（再掲）

13 億 3,000 万円

- ・有料化 1 年シンポジウム（仮称）の開催 560 万円
- ・「京（みやこ）のごみ戦略 2 1」進ちょく状況把握等調査 390 万円
- ・小・中学生の環境体験学習プログラム 930 万円
- ・総合環境情報誌「京（みやこ）のごみ減量事典」 1,650 万円
- ・ごみ減量相談窓口（仮称）の設置 3,900 万円
- ・ごみ減量推進会議の活動支援 5,100 万円
- ・ごみ減量先進的取組支援 3,100 万円
- ・不用品リサイクル情報案内システム運用 730 万円
- ・リターナブルびん（生きびん）等の拠点回収 4,060 万円
- ・区民提案型パートナーシップ事業 1,410 万円
- ・廃食用油燃料化事業市民回収支援 3,060 万円
- ・コミュニティ回収制度 5,780 万円
- ・蛍光灯拠点回収 1,450 万円
- ・電動式生ごみ処理機等購入助成 1 億 5,000 万円
- ・空き缶、空きびん、ペットボトルのリサイクルの推進 1 億 7,100 万円
- ・プラスチック製容器包装のリサイクルの推進 3 億 6,900 万円
- ・ごみ減量普及啓発等 2 億 4,910 万円
- ・バイオマス利活用京都モデル実証実験 1,000 万円
- ・スプレー缶分別収集 170 万円
- ・まちの美化活動への支援 2,000 万円
- ・不法投棄対策 3,800 万円